

令和7年度（2025年度）から使用する中学校用教科用図書の採択基準

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「法」という。）第13条第1項、第4項及び第5項の規定に基づき、令和7年度から使用する中学校用教科用図書を採択するに当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、採択権者ごとに、次の基準により行うものとする。

1 市町村教育委員会が共同で採択する場合

(1) 同一採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定め、「教科用図書採択地区教育委員会協議会」（以下「協議会」という。）を設置すること。

(2) 協議会の規約には、次の事項を定めること。

ア 目的

イ 構成

ウ 運営

エ 調査委員会の設置

オ その他必要な事項

(3) 協議会の規約を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。

ア 目的

(ア) 協議会は、法第13条第4項の規定による採択を行うための協議機関であること。

(イ) 協議会は、当該採択地区内の公立の中学校において使用する教科用図書を、学習指導要領の目標や内容を踏まえ、それぞれの地域の実態などに応じて、種目ごとに1種を選定するものであること。

この選定に基づき、協議会を構成する市町村教育委員会は、これを採択するものであること。

イ 構成

協議会は、それぞれの市町村教育委員会の代表者1名をもって構成すること。

ウ 運営

(ア) 協議会には、円滑な運営に資するとともに、責任を明確にするため、会長、副会長その他必要な役員を置くこと。

(イ) 協議会は地区内の構成市町村で同一の教科用図書を採択するための協議を行う場であることを踏まえ、協議会の開催方法や議決要件など、必要な手続を明確にしておくこと。

(ウ) 協議が調わない場合の再協議の方法など予め定めること。

(エ) 協議会に関する費用の負担方法、事務局等について定めること。

エ 調査委員会の設置

(ア) 協議会は、規約等の定めをもって調査委員会を設置すること。

(イ) 協議会は、調査委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて調査委員会の意見を聴くことができるものであること。

(ウ) 調査委員の委嘱又は任命に関することは、協議会で定めること。

なお、委嘱又は任命に当たっては、別添の欠格条項に該当しないものであること。

とはもとより、発行者と縁故のある研究団体に所属している者を除くなど、採択の公正確保に疑義が生じることのないよう、慎重な配慮のもとに行うこと。

オ 協議会は、その他必要な事項を定めること。

(4) 調査委員会規則等を定めるに当たっては、次の事項を含めるよう留意すること。

ア 役割

イ 委員の定数

ウ 委員の構成

エ 運営

オ 調査研究の方法

カ その他必要な事項

(5) 調査委員会の設置及び運営等に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 役割

調査委員会の主たる役割は、教科用図書に関する専門的な調査研究であること。

イ 委員の定数

委員の定数は、教科用図書の種目ごとの専門的な調査研究の必要性や保護者の参画促進などの観点から、40名から80名程度とし、それぞれの地域の実情に応じて定めること。

ウ 委員の構成

(ア) 調査委員会は、義務教育諸学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭、市町村教育委員会の指導主事その他学校教育に関し専門的知識を有する職員並びに採択地区内の学識経験者及び保護者（以下「学識経験者等」という。）をもって構成すること。

(イ) 調査委員会の委員には、広く地域の学識経験者等をできるだけ多く選任し、調査研究により広い視点からの意見を反映させるよう配慮すること。

エ 運営

(ア) 調査委員会は、協議会の会長が招集すること。

(イ) 調査委員会は、教科用図書の種目ごとの委員からなる小委員会を構成し、当該小委員会が調査研究に当たること。

(ウ) 各小委員会には、学識経験者等を含めるものとする。

(エ) 中学校用教科用図書の国語と書写、社会（地理的分野）及び社会（歴史的分野）並びに社会（公民的分野）と地図、音楽（一般）と音楽（器楽合奏）及び技術・家庭科（技術分野）と技術・家庭科（家庭分野）については、関連性が高いことから、一つの小委員会として構成し差し支えないこと。

(オ) 学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科用図書として採択する必要がある場合は、単独の小委員会を置くこと。

オ 調査研究の方法

調査研究に当たっては、発行者から送付される全ての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、それぞれの地域の実態などを踏まえ、発行者が作成する「教科書編修趣意書」及び北海道教育委員会が作成する採択参考資料を参考として行うこと。

(6) 協議会が調査委員会に調査研究の結果を報告させる場合には、調査研究の経過及び

内容、具体的資料（小委員会で作成したものを含む。）及び少数意見等を文書にして行わせること。

(7) 協議会は、調査委員会に必要な意見を求める場合において、教科用図書の優劣の順位を求めてはならないこと。

(8) 協議会は、調査委員会における専門的な調査研究の一層の充実を図り、その調査研究の結果をもとに全ての教科用図書について審議を尽くし選定すること。

(9) 協議会においては、協議経過及び選定の理由等を明確にしておくため、議事録等を作成し、整備しておくこと。

(10) 教科書や教科書採択に対する国民の関心が高く、また、開かれた採択が一層要請されていることから、次の事項に留意すること。

ア 協議会の選定結果及び選定理由は、積極的な公表に努めること。

イ 調査委員会から協議会に報告された資料並びに協議会の議事録等について、選定事務の円滑な遂行に支障を来たさない範囲内で、公表に努めること。

ウ 協議会及び調査委員会の委員名については、採択関係者の責任を明確にする意味からも、公表に努めること。

なお、この場合においては、採択の公正確保の観点から、協議会を構成する市町村教育委員会の採択終了後とすることが適当であること。

エ 選定理由等並びに協議会及び調査委員会の委員名の公表の方法については、協議会において決定すること。

オ 協議会を構成する市町村教育委員会は、教科用図書を採択したときは、採択結果、採択理由、教育委員会の議事録、協議会の議事録、調査研究資料の公表に努めること。

2 市の教育委員会が単独で採択する場合

(1) 単独で採択地区を構成する市の教育委員会の採択事務には、1の(3)のエ及び(4)から(10)までを準用すること。

(2) 市の教育委員会は、種目ごとに1種の教科用図書を採択すること。

3 複数の採択地区が合同で調査研究を行う場合

(1) 複数の採択地区が合同で調査研究を行う場合は、その設置及び運営に当たっては1の(5)を参考に行うこと。

(2) 調査委員会からの調査結果の報告は、それぞれの採択地区に行うこと。

4 国立学校及び私立学校の校長が採択する場合

(1) 校長は、自校の職員で構成する調査委員会を設置の上、必要な意見を聴くこと。

(2) 調査委員会は、3名以上の委員をもって構成することが望ましいこと。

(3) 国立学校及び私立学校の校長の採択事務には、1の(3)のエの(ウ)のなお書き、(5)のオ、(6)、(7)及び(8)を準用すること。

(4) 校長は、種目ごとに1種の教科用図書を採択すること。

平成28年5月11日付け北海道教育委員会決定の北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項については、次のとおりであること。

次の各号のいずれかに該当する者は、選定審議会委員となることができないものとする。

- 1 教科用図書発行者（以下「発行者」という。）の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- 2 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- 3 教科用図書の供給の事業を行う者及びその従業員
- 4 過去において、特定の教科用図書の推奨又は排除のために宣伝を行った者
- 5 教科用図書の採択を行う年の3月31日から遡った4年間、教科用図書等（採択の対象となる教科用図書のほか、関連する教師用指導書、参考書、問題集等を含む。）の著作又は編集に関与した者

なお、「著作又は編集に関与した者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 文部科学省が示す「著作編修関係者名簿」に掲載された者
 - (2) 発行者が招集した教科用図書等の編集会議、講習会、研修会等に参加した者
 - (3) 発行者による学校や自宅等への訪問を受け、教科用図書等及びこれらを複写等したものを閲覧した者
 - (4) 発行者に訪問や資料提供等を依頼した者
 - (5) 上記(1)から(4)以外で、教科用図書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為を行った者
- 6 上記5の著作又は編集に関与した者が団体である場合には、その団体の役員及びこれに準ずる者

令和7年度(2025年度)使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、次の基準により行うものとする。

- 1 小学校及び中学校の特別支援学級で、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択すること。
 - (1) 文部科学省検定済教科書の下学年用
 - (2) 文部科学省著作教科書
 - (3) 一般図書
- 2 小学部及び中学部を置く特別支援学校（道立を除く。）で、児童・生徒の障がいの種類及び程度により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合は、次の教科用図書を採択すること。
 - (1) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書の下学年用
 - (2) 他の障害用の文部科学省著作教科書及びその下学年用
 - (3) 一般図書
- 3 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択については、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。
- 4 採択に当たっては、「令和7年度(2025年度)から使用する中学校用教科用図書採択参考資料」及び「令和7年度(2025年度)使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」を活用するなどして調査研究を行うこと。
- 5 一般図書の採択に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に代わるものとして採択をするものであるから、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択すること。
 - (2) 次の事項に留意し、十分な調査研究を行うこと。
 - ア 児童・生徒の障がいの種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
 - イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
 - ウ 上学年で使用する事となる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。

エ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。

オ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

カ 分冊となっている一般図書を採択する場合、予算上後期用を予定していないため、年度当初にまとめて採択すること。

(3) 「令和 7 年度(2025年度)使用小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）採択参考資料」に登載された教科用図書の中から採択することが望ましいこと。

6 教科書や教科書採択に対する国民の関心が高く、また、採択においては、高い公正性・透明性が求められていることから、採択結果及びその理由をはじめとする採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。